## 木造住宅耐震診断費補助制度

## 制度の概要

対 象 住 宅

- ・木造2階建て以下の在来軸組工法により建築された一戸建て住宅(併用住宅の場合は2分の1以上が居住の部分であること)
- ・賃貸を目的としない住宅
- ・昭和56年5月31日以前に建築された住宅
- ・初めてこの補助金の補助対象となる住宅

補助対象者

- ・住宅を所有する個人
- ・初めてこの補助金を受ける者
- ・国税・県税及び町税を滞納していない者

補助内容

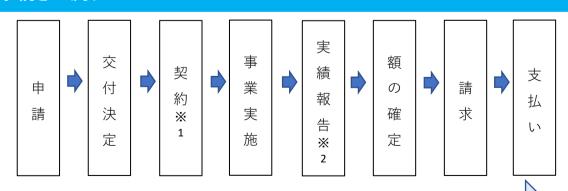
補助の内容は以下のとおりです。

その他

交付決定前に契約をすると、補助の対象になりませんのでご注意ください。 その他諸条件がありますので、事前にご相談をお願いいたします。

	耐震診断
内 容	家屋や設計図を調査し、どの程度地震に強いのかを診断します
補助額	費用の2/3以内【限度額64,000円】
どこに頼めばよい?	①申請者が業者を決定 (木造住宅の耐震診断と補強方法講習会等を受講した建築士に限る) ②栃木県耐震推進協議会 (電話:028-621-3954) ①又は②

## 手続きの流れ



## 年度内事業完了

- ※1 交付決定から60日以内に契約し事業に着手してください
- ※2 事業完了後30日以内に実績報告をしてください